

(6月21日)

おはようございます。日本共産党の山本のぶひろです。長引くコロナ危機による暮らしの疲弊や、事業の存亡の危機が続いています。とりわけ熊本県においては熊本地震、豪雨災害、そしてコロナというトリプルパンチに見舞われ、県民生活に深刻な困難が押し寄せています。県民の暮らしと安全を守る立場での熊本県政のますますの発展を願い、質問に入ります。

① 新型コロナウイルス感染症に関し、医療機関への支援について

まず、新型コロナウイルス感染症に関し、医療機関への支援についてお尋ねします。人員不足、賃金、労働条件も改善されず、心身ともに疲れ果て、職場を離れる医療従事者が後を絶ちません。さらに、コロナ病床がひっ迫するにつれ、県はこの間、コロナ患者受け入れができないかと、医療機関に打診してきました。また一方で、ワクチン接種の件数を引き上げるため、やはり医療機関への協力要請が強められています。これは北海道釧路市の例ですが、ワクチン接種を行なうために、日当17万5千円で医師を募集し確保したという報道もありました。

私が危惧するのは、通常でもギリギリ余裕のない体制で運営している医療機関が無理くりコロナ対応のための体制をとろうとすれば、深刻なひずみや軋轢が生じてしまうのではないかと、ということです。例えばコロナ患者を受け入れるために、救急病棟やICUの治療が必要な重症患者を一般病棟に移すなどの対応がとられたりしています。一般病棟の労働負荷を高めることによって、どうにかこうにかコロナ対応病棟を確保しているのに、ところが感染症作業手当が支給されるのはコロナ患者の対応スタッフだけであります。不満の声が上がるのは当然ではないでしょうか。

コロナ患者受け入れのための病床を確保すれば、それ以上に一般の患者の病床を削減しなければなりません。ワクチン接種のために医師やスタッフが手を取られたら、その分それまで見ていた患者さんを見ることができなくなります。私は個々の医療機関がそれぞれの判断で対応していたら、例えば救急患者を受け入れる病床が不足するとか、一般の患者への診療体制が薄くなるとか、医療の空白の部分が生じかねないのではないかと危惧します。

全国的に見ると、例えば地域の医師会が調整的役割を發揮し、それぞれの医療機関が役割を分担しあって全体として地域住民の命健康を守る体制を崩さないよう、連携を図っているところもあるようです。それぞれの地域においてワクチンの迅速な摂取体制をとりつつも、その中で一般の患者さんも、救急の患者さんも、コロナの患者さんも対応できるという体制に穴をあけず堅持するためには、地域の医療機関同士でどうそれぞれが役割を分担して担っていくのかという調整が必要になるのではないのでしょうか。そこでお尋ねします。

第一に、コロナ対応医療機関に限らず、すべての医療機関に対する減収補填を行い、医療体制を守るべきではないでしょうか。第二に、地域の医療体制全体を守るために熊本県が医師会などとも連携して情報発信や役割分担の調整などに積極的役割を發揮すべきではないのでしょうか。以上二点、健康福祉部長にお尋ねします。

(健康福祉部長答弁要旨)

・減収補てんについて

本件の令和2年分の保険給付費は、前年比約1.5%の減少。ただし、月別の内訳をみると、9月以降はおおむね前年と同程度まで回復。

また、昨年から、医療機関の収入減に対しては、福祉医療機構等を通じた無利子無担保の資金繰り支援、持続化給付金等の直接的な財政支援もなされている。

これまでも全国知事会を通して、減収が生じた医療機関への支援を国に対して要望しているところ。引き続き、医療費の動向等を踏まえ、必要な支援を求めて参る。

#### ・医療体制の調整における県の役割について

県では各保健所を中心として、医療機関に対し、安定した一般医療の提供を前提に、コロナ病床の確保をお願いしている。

受け入れ医療機関には、コロナ患者へ適切な医療の提供が行われるよう、症状等に応じた役割をあらかじめ明確にさせていただいている。

また、県調整本部を設け、医療機関と日々の受け入れ状況の共有や広域的な受け入れ調整を行っている。さらに、患者の病態変化に応じた適切な診療提供を行うことを目的に、医療機関との間で定期的なオンライン会議も行っている。

加えて、コロナから回復したのちも、持病の治療等により引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れる後方支援医療機関も確保したところ。これにより、コロナ受け入れ医療機関の病床ひっ迫を防ぎ、稼働率向上を図っている。

今後も引き続き、県が調整役としての役割をしっかりと果たし、医療機関の負担軽減を図るとともに、より効果的・効率的な医療提供体制の構築を進めて参る。

#### (山本県議切り返し)

保険給付費はそんなに減少していないというお話でありました。であるならば、予算的にも大きな額にはならないでしょうから、ぜひ減収補填はすぐに県独自にでも実施していただきたいと思います。コロナ感染を心配する患者さんの受診抑制により、減収に見舞われている病院などへの減収補填が実現すればこれは大きな医療機関への激励になるのではないかと思います。

それから、国に対し要望もしているとお話でした。厚生労働省は先週月曜日、各都道府県知事に対し、今年度の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について通知を出しています。熊本県は前年度実施した医療機関に対する支援事業を終了したままでありますが、すでに他県の中には国からの通知を待たず、今年度支援事業を開始している県もございます。ぜひ県も早急に支援事業を実施していただきたいと思います。

医療機関の連携と調整の問題ですが、これだけワクチン接種に大号令がかかれば、医療体制にどうしてもしわ寄せがかかってしまっておりますので、それぞれの地域地域で、医療機関挙げての連携が必要になっているのではないかと、こうした問題提起はぜひ今後とも受け止め、積極的な対応をご検討いただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

#### ② 学生への支援について

学生への支援についてお尋ねします。多くの学生が、コロナ禍で経済面や学校生活において大きな影響を受けています。学生が中心となって結成された熊本学生食糧支援プロジェクト実行委員会の皆さんが、これまで四回にわたって学生向けの食糧支援会を行い、支援を求めて参加した学生さんはなんと延べ 1,106 人に上っています。

す。今月 11 日には初めて熊本市が主催し、食糧支援活動を開催。500 人を超える学生が集まったとのことであり  
ります。

実行委員会の皆さんは、参加した学生さんにアンケート調査も行っています。その回答を私も見せていただきま  
した。バイトがなくなり食事の回数を減らしている、将来借りた奨学金を返済しなければならないことを考えてこれ  
までバイトで少しずつお金をためてきたが、今はその貯金を取り崩して生活している。また、ある看護系学生さんか  
らはメールが届き、看護実習に行く前に行動を自粛しないと行けないのでバイトもできない、食糧支援会がやられ  
ていると聞いたけれども、そこに足を運ぶこともできなかつた、との訴えだったそうでもあります。深刻な声が続々寄せら  
れています。こうした学生さんたちの苦境に対しての最も期待される支援といえば、やはり経済的な支援ではない  
かと私は思います。生活困窮大学生等のための給付金事業は昨年 11 月をもって終了しました。その後コロナ感  
染拡大の第 3 波、4 波が襲来し、学生の方々の困窮もますます深刻さを増していることを考えれば、こうした給  
付金の交付も再度実施することが必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。企画振興部長にお尋ねします。

#### (企画振興部長答弁要旨)

国においては昨年度から就学支援制度を開始しており、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により家  
計が急変した学生も申請可能。

県では昨年 5 月、「困窮大学生等のための給付金交付事業」を実施し、学生等の就学継続を支援。その  
後、様々な主体において支援の取組みが行われた。

就学支援制度の要件緩和などの支援強化について、全国知事会を通じて国に要望したところ。

今後も、県内学生の置かれている状況を的確に把握し、必要な支援について検討してまいります。

#### (山本県議切り返し)

食糧支援を行っている実行委員会の皆さんが、県庁で記者会見をされました。その時の発言原稿を読ませて  
いただきました。学生の声を行政や大学に届けるため、また大学生の現状を世間に広く知ってもらうため、そしてつ  
らい思いをしている学生に、一人で悩まなくてもいいということを伝え、一人でも多くの学生を救うために行動を起  
こしましたと。その熱い思いに私も胸を撃たれました。こうした若者たちを温かく激励する熊本県であってほしいと強く  
思います。熊本の大学に入ってよかった、ぜひ熊本の役に立つ人間になりたいと感じてくれるような支援を強めてい  
ただきたいと思います。生活困窮学生向けの交付金事業の再開、それから県立大学の授業料免除・減免、延  
納など支援策の増設や、あるいは県内大学・短大、専門学校などが行なっている独自の学生支援策に対する補  
助なども積極的に具体化されるよう願うものであります。

#### ③ ワンストップの相談窓口設置について (要望)

次に、ワンストップの相談窓口について要望させていただきます。

私はこの間、ひとり親家庭や外国人労働者、あるいは学生を支援している団体の方からそれぞれお話を伺って  
きました。いずれも今、その深刻な生活困窮の実態は大きな社会問題となっています。希望の光が見えずに、絶  
望の淵に立たされている方々は、決して少なくありません。たまたま支援団体とつながることができた方は救われて  
います。あるシングルマザーの方は、支援を受けた際の感謝の思いを次のようにつぶられていました。失業した後どう

にか派遣の仕事が見つかったんですが、給料が振り込まれるまでの一か月が無収入。家賃も光熱費も払えなくなり、総合支援資金の貸し付けを申請したけれども不承認。一度は子どもと死ぬことも考えました。けれども応援してくれる方々と出会い、支援物資をいただき、前向きに子どもと笑って生きなくちゃと思いましたとのことであります。支えてくれる存在と出会うことができた方々は幸運ですが、それは苦しんでいる方々のほんの一握りではないでしょうか。

経済的に行き詰った方々が死ぬことまで考えなければならぬような社会であってはいけません。熊本県は、だれ一人取り残さない、と繰り返し強調しています。そうであるならば、ぜひ検討していただきたいのはワンストップの相談窓口であります。

もちろん、県には様々な相談窓口が存在することもよく存じております。例えば男女共同参画相談室ライフがございます。また外国人向けには国際課のほうで、多言語に対応できるサポートセンターが設置されております。一方県のホームページで「生活相談」と入力して検索すると各市町村の社協の連絡先がずらっと出てきます。また相談窓口としては紹介されてないけれども、もちろんそれぞれの課で住民からの相談があれば丁寧に対応されているわけであります。それぞれあるのですが、私が求めたいのは、もっと思い切って間口を広げるということです。例えば、県のホームページを開けば、そのトップページで、お困りごとはここに相談してくださいと紹介されている。県からの広報誌を開いたら、そこにはお困りごとはここに相談してくださいと書いてある。そこに電話したら、相談員の方が丁寧に寄り添って悩み事、心配事を聞いてくれる。ああここに相談してよかったなと安心感を与えてくれる。その上で適切な対処方法をアドバイスしてくれるし、必要な相談先、あるいは支援制度、あるいは支援団体など紹介してくれるし、ちゃんと問題解決まで寄り添って関わってくれる。そうした文字通りのワンストップ相談窓口であります。そのためにはソーシャルワーカーなど専門的な技術を備えた相談員を複数以上確保することなど、一定の体制確保が必要となるでしょう。こうした相談窓口が実現すれば、本当に熊本県は一人も取り残さないという理念に向かって取り組んでいると、県民からの信頼、期待も高まるのではないかと考えます。ぜひ前向きのご検討を要望しまして、次の質問に移ります。

令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興について

#### ④ 堤防、宅地、橋梁、道路、鉄道のかさ上げについて

昨年7月の豪雨災害からの復旧・復興についてお尋ねします。まずかさ上げの問題であります。

昨年11月の全員協議会で、蒲島知事は以下のように発言されました。「新たな流水型のダムを含む『緑の流域治水』にただちに切り掛かったとしても、その効果が十分に発揮されるまでには、相当の時間を要します。今回のような想定を超える豪雨、それさえも上回る豪雨は、いつ、どこで起きても不思議ではありません。そのため、支川を含む河床の掘削、堤防や遊水地の整備、宅地のかさ上げ、高台への移転、砂防・治山事業など、今すぐに行なうべき対策を徹底して実行します。」と。おっしゃっていることに私も賛成します。ところが、策定された緊急治水対策プロジェクトが実施されたとしても、ダムが完成するまでは人吉市の水位は45センチしか下がりません。これでは、昨年と同じような洪水が発生すれば同じように甚大な被害が発生してしまいます。

今年3月には、八代市坂本町の復旧について、有識者検討会がさらに3メートルの宅地かさ上げを提言しました。一方球磨村の松谷村長も、昨年豪雨時の被災水位程度までの宅地、国道、県道のかさ上げを県に要望しました。要望に対し蒲島知事は、「前向きに検討したい」と応じたと報道されています。

ダムを含む流域治水に取り掛かったとしても、その効果発揮のためには長い時間がかかるということがはっきりしている今、堤防補強やかさ上げを柱にした越水対策工事に全力をあげ、少なくとも昨年豪雨災害に耐える水準で、人吉市街地や中流域の安全を確保するべきではないでしょうか。

6月10日、市民団体の皆さんが、「7・4 球磨川豪雨災害はなぜ起こったのか」と題する本を出版しました。この本であります。（本を掲示）。この中には、かさ上げと高台移転など、ダムによらない治水対策で安全安心を実現しようと提起されております。この本も参考にさせていただいて、私としてもいくつか具体的に提案させていただきます。

スクリーンをご覧ください（図面①・連続箱型鋼製枠）。

これは越水した堤防の緊急対策として用いられる連続箱型鋼製枠というもので、本格的な堤防完成までの一時的・緊急的な対策として用いられているものですが、それでも鉄の構成枠を連結して設置されているため、10年以上の耐久性能を有しているとのこととあります。高さは一メートルで長さ10メートル分の資材費は14万円。仮に一キロにわたって設置したとしても資材費は1,400万円という低コストで収まるものであります。相良村や人吉市の温泉町付近、球磨村渡地区や山田川、万江川堤防などにおける緊急的越水対策として有効ではないでしょうか。（図面①を消し、図面②・組み立て式洪水防水壁を表示）

次にご紹介するのは、組み立て式洪水防止壁というものです。これはヨーロッパの水害常襲地などでよく導入されているもので、上の写真はオーストリアの河川で、5メートルほどの高さまで水位が上昇したと思われる洪水から市街地を守っているときの写真であります。この組み立て式防止壁は、普段は取り外しが可能であります。清流や景観を損ねることなく、また河川から市民を遠ざけてしまうことなく、洪水から守ってほしいという地域の方々の願いにこたえて設置されたというお話を、写真を提供いただいた会社さんから伺いました（図面②消去）。（図面③・人吉市街地の断面イメージ図）。

次の図面は、人吉市街地での、防水壁設置とかさ上げによって昨年洪水水準の水位に対応できるようになるというイメージ図であります。一番上の図面が昨年の水害の水位を表したもので、堤防から約2メートル高いところまで水位が上がっております。上から2番目の図は、本格的対策までの途中段階の対策として、先行して防水壁を設置するというものであります。3番目の図面は、町づくりの取り組みの中で、防水壁やそこに隣接する宅地をかさ上げし、市街地の安全を確保するというものであります。堤防で市街地を守ろうという考え方は、インターネットで検索していたら国土交通省の資料の中からも出てきました。（図面③消去。図面④・堤防かさ上げのイメージ図）

この写真は人吉市街地ではありません。ただ、考え方としては、洪水から堤防でまちを守るといこうしたやり方が、まさに人吉でも適用できるのではないかと、思い紹介させていただきました。（図面4消去）

こうした提案についてもぜひ積極的に検討していただき、必要な対策を急いでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。球磨川流域復興担当理事にお尋ねします。

#### （球磨川流域復興担当理事答弁要旨）

堤防かさ上げは、洪水時に河川水位がさらに高くなり、水害時のリスクが増大し、人吉市や中流部で宅地、道路、鉄道等に大きな影響が懸念されるため、堤防かさ上げ等を柱とした越水防止対策を応急的にでも実

施していくことは困難。

流域治水プロジェクトでは、令和2年7月洪水に対して球磨川の河川水位を下げるのが基本とされた。今後、確実に推移を下げ、流域の安全を確保するため、新たな流水型ダムや河道掘削、遊水池等の整備を国や市町村と連携し着実に進めて参る。

宅地かさ上げは、中流部等で、河川事業で治水対策後水位を基本として実施し、その高さを上回る分は市町村のまちづくり等と連携して実施する。

現在、国が遊水地候補地、宅地かさ上げ予定地等の測量を行っており、県も住民の意見を踏まえた取り組みが着実に進むよう全力で支援している。

一方で、これらハード対策の効果発揮までには一定期間を要し、想定を超える豪雨はいつでも起こりうるため、ソフト対策として、情報伝達や住民の避難行動等に関する取り組みを進めて参る。

(山本県議切り返し)

堤防かさ上げを柱とした越水防止対策を応急的にでも実施していくことは困難だというお話でありました。しかし、流域治水プロジェクトは、仮にそれを行ったとしても、ダムができるまでは45センチしか水位が下がらないんです。どうやって人吉の水害を、また昨年のような規模の水害が起こった時に守るのか。応急的にでもかさ上げが必要ではないかというようなことを提案しているわけであります。

堤防をかさ上げすれば、内水被害だとか、あるいは中流域の水量が増えるというようなお話がありました。下流から河川改修は進めていくというようなことを原則としていることくらいは私も存じております。だからと言って、中流域を守るために、人吉市街地は越水を我慢して下さいというわけにはいかないでしょう。どうやって、このいつ起こるかわからない水害から守っていくのか、その対策をどうやって進めていくのか、応急的にでもできることは何でもやるべきではないかというようなことを提案しているわけであります。

私は、前回の一般質問で、球磨村の大坂間地区で、ダムがなければ2.5メートルのかさ上げが必要だということを国土交通省自身が認めていたにもかかわらず、必要なかさ上げが行われなかったために犠牲が生じたという事例を紹介して、二度とこうした過ちを繰り返さないために、必要な堤防かさ上げをやるべきではないかというふうに質問しましたが、その時、知事からは、明確な答弁をいただくことができませんでした。

なぜかさ上げをやらないのか。ダムを前提とした水位低減のところまでしか堤防かさ上げをしないのか。これは、うがった見方をすれば、あまり堤防かさ上げをやりすぎたら、ダムの必要がなくなってしまう。だから、ダムの水位低減効果を発揮できるところまで堤防の高さを抑えていこうというようなやり方をしているんじゃないですか。違うのですか。理事に再答弁を求めます。

(球磨川流域復興担当理事再答弁要旨)

新たな流水型ダムや河道掘削、遊水池などの整備について実施していくし、宅地のかさ上げも第一段階としてやっていくが、このようなハード対策の効果が十分に発揮されるまでには一定の期間を要するのは十分認識している。

そのため、ソフト対策も実施していく。まず逃げてくださいということ。そのうえで、保険の加入促進など、被害の備えにも取り組んでまいる。これについては、球磨村で今年度から取り組んでいただけないかと伺っている。

そうしたことで、ハード対策のみならず、ソフト対策についても総合的に取り組みを展開し、安全、安心を早期に実現するように取り組んでまいらる。

(山本県議、再度の切り返し)

最初のお話で、私は、中流域でもかさ上げ、あるいは高台移転など行うべきだというようなことで提案させていただきました。当然、人吉市で堤防かさ上げをすれば、中流域での対策というのも必要になります。県も、だから、例えば中神地区、大垣地区での遊水地、高台移転の話なども検討されているのではないかというふうに思います。そうやって下流から上流に至るまで住民の安全を守ると。そして必要であるならばその対策をちゅうちょせず行っていく、というような姿勢をぜひとっていただきたいというふうに思います。

私たち日本共産党は、先月5月、国土交通省とオンラインで交渉を行いました。そこで、昨年の豪雨災害時の水位に対応できるかさ上げをやるべきではないかと要望いたしました。その回答文書を水管理・国土保全局治水課の企画専門官からいただきました。被災市町村や地域住民の声をお聞きして更なるかさ上げをやるといっているのですよ。国交省がさらなるかさ上げをやると言っているのに、なぜ県がそこで水を差すようなことをおっしゃるのでしょうか。かさ上げをすると答弁しないのは、かさ上げをすればダム建設の根拠がなくなってしまうからではないのか。なんだ、ダム以外治水もやろうと思えばできるじゃないかと、だったらなんで12年間もダムによらない治水が進まなかったんだと。そんな話になったら困るからあまりかさ上げをやりすぎるわけにはいかないということではないのでしょうか。私は流域治水構想にダムを含む考え方を持ち込むことの最大の問題は、完成までに長い時間がかかるダムとの関係で、どうしても当面のダム以外治水対策に抑制がかかってしまう。これが最大の問題だと考えています。しかしそうならば、住民の命安全よりもダム建設を優先させてしまうということになるではありませんか。昨年の豪雨災害の痛苦の教訓を再び繰り返すことは絶対にやってはならないと思います。

#### ⑤ 緊急放流に関する資料が廃棄されたことについて

次に、国土交通省による川辺川ダム緊急放流に関する資料の廃棄の問題についてお尋ねします。昨年10月に行われた第2回球磨型治水協議会の出席者に対し、事前に川辺川ダム緊急放流に関する説明資料が配布されました。そこには昨年7月豪雨災害の時の1.3倍以上の雨量があった場合には、異常洪水時防災操作すなわち緊急放流に移行するとの想定が記載されておりました。

ところが、協議会当日に配布された資料の中にはその資料が含まれておりませんでした。そのため私は国土交通省に対し、文書の公開を求めて開示請求を行ないました。ところが国土交通省からは、該当する文書は存在しないという回答が届いたのであります。その後、新聞報道でも明らかになったように、国土交通省は文書を廃棄していたことが明らかになりました。その後各方面からの批判を受け、国交省は緊急放流に移行する際の想定資料を公表したわけでありませう。

一連の経過に対し、「緊急放流は住民が一番知りたい情報なのになぜ公表せず急いで廃棄するんだ」という不信の声が住民から上がったことは当然のことでありませう。問題は、国交省の対応が極めて不誠実なものであったということだけにとどまらず、果たして法にのっとった文書管理がなされていたのかという問題についても重大な疑惑が生じていると指摘せざるを得ませう。

事前に配布した文書は検証途上の資料であったとはいえ、まぎれもなく国民の税金を使って作成された公文

書であります。にも関わらず開示請求に応じず廃棄したという事であれば、これは公文書管理法違反の疑いが出てまいります。

具体的にお尋ねします。事前に配布されておきながら、協議会当日の資料にはなぜ含めなかったのですか。そして文書の廃棄はいつ、だれの判断で行われたのですか。そしてそのことは事務局や知事の認識として共有されていたのですか、それとも知事に知らされないまま廃棄されたのですか。知事は国交省が文書を廃棄した対応についてどのような見解をお持ちなのですか。

第二に、原則として一年以上の保存期間が定められているはずの行政文書を、半年もたたずに廃棄したというのは公文書管理法違反ではありませんか。お答えください。

#### (蒲島知事答弁要旨)

当該資料は、第2回球磨川流域治水協議会資料の策定過程で国が作成したもの。協議会は、国、県が事務局を担い、資料はそれぞれの役割分担で作成している。

新たな流水型ダムに関する資料は事業主体の国が作成しており、最終的に協議会の資料に含めなかった理由は、国の判断によるもので、県は承知していない。

県は、国が当該資料を廃棄したことを今年5月の報道後初めて知った。

球磨川流域復興局から「国からは、文書管理規定などに基づいて廃棄した旨の説明があった」との報告を受けたが、国の文書管理上の対応については、県として言及する立場にない。

以上洪水時防災捜査については、流域住民の関心も非常に高いため、今後、新たな流水型ダムの具体的検討の中で、科学的データの下、慎重に検討し、正しく伝えていかなければならない。

#### (山本県議切り返し)

文書は国が作ったもので県は関与していない。当日の資料に含めなかったのは国の判断で県は知らない、廃棄されたことは報道されてはじめて知った。県としてとやかく言うことではない。ことごとく他人事のようなご回答でありました。しかしこの球磨川流域治水協議会の冒頭、毎回毎回の会議でまず最初に知事があいさつされています。知事がこの会議の主催者ではないのでしょうか。そして熊本県は協議会の事務局でしょう。主催者、事務局が知らないところで会議資料が準備されたり廃棄されたりしているとすれば問題になるのではありませんか。ただ、第一回の協議会の冒頭あいさつで知事はこうおっしゃっています。本日は、流域治水の概要、球磨川における禍年度の対策検討状況、流域治水のプロジェクトのイメージ、本協議会での検討内容などをお示しし、皆様にご意見を伺いたいと考えていますと。参加者にどんな資料が配られているかちゃんと丁寧に知事自身が説明されているじゃないですか。ところが第2回目の協議会になったら、どんな資料が配布されていたのかは知りませんと。国交省と県で都合がいいように口裏合わせをしていると思われても仕方がないのではないですか。

それからもう一点、そもそも知事の今の答弁と、5月20日に行われた知事定例記者会見におけるご回答と内容が異なるんですね。それで再答弁を求めたいんですが、知事は記者会見でこうおっしゃっています。この資料については、事務レベルでは提示を受けたと。しかし、協議会の資料とはしないとの連絡を受けたことから、会議資料とするかどうかの意思決定に影響を与えるものではないと判断したという風に聞いていますと。先ほどの答弁と違うんですよ。知事は県は文書が外されたことも廃棄されたことも知らなかったとお答えになりましたが、会見では、提

示を受けたと。つまり現物を見たけれども国交省から当日の資料に入れませんかと言われたと。なんで記者会見の時のお話と答弁が違うんですか。再度ご答弁をお願いします。

(蒲島知事再答弁要旨)

当該資料の廃棄については、国が文書管理の規定などに基づいて判断したと報告を受けている。県として、国の文書管理上の是非について、言及する立場にはない。

(山本県議再切り返し)

知事の答弁と会見の内容とが違うじゃありませんか、とお尋ねしたんです。

いずれにせよ、非常に不誠実な対応ではないかというふうに思っています。文書は国が作ったものだから県は知らないという立場を貫くという立場で答弁に臨んでおられるんだなということを感じます。

国交省九地整は、「意思決定の途中段階で作成したもので、意思決定に与える影響がないと判断される文書だから一年以内に廃棄しても問題ない」とおっしゃっています。ところが内閣府の「行政文書の管理に関するガイドライン」では、仮に歴史的公文書に該当しないものであっても、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる文書については、原則として一年以上の保存期間を定めるとあります。

知事は会見で、行政文書というのは県民共有の知的資源だと。だからその適正な管理というのは民主主義の基本だというふうに思ってやってきたとおっしゃっています。

知事の良心に照らして国交省九地整の対応はどうなんですか。また治水協議会の主催者として九地整が自分の知らないところで資料を抜いたり廃棄したりしているのをよしとされるんですか。

それは私は参加者に対しても流域住民に対しても非常に不誠実な対応ではないかということ指摘させていただき、時間がありませんので次に進みます。

⑥ 人吉市のスーパーシティ構想に関して

次に、人吉市のスーパーシティ構想についてお尋ねします。

熊本県は、人吉市と連名で、スーパーシティ型国家戦略特別区域、いわゆるスーパーシティ構想の指定に向け、内閣府に提案書を提出しました。

スーパーシティ構想とは何か。これは情報技術とビッグデータを連携させることで、西暦2030年ごろに実現される未来社会を先行実現しようというものであります。これまで、行政、学校、病院、企業など様々な組織がそれぞれ固有に保有してきたビッグデータを、連携基盤というところに接続します。個人情報を一元的に管理することにより、医療、交通、金融などの各種サービスを丸ごと提供しようとするものであります。

このデータ連携基盤を整備・運営するのがデータ連携基盤整備事業者であり、スーパーシティの中心を担うこととなります。またスーパーシティでは5つ以上の分野で先端的なサービスを提供するというのが条件となっており、人吉市の場合、約40社がサービス提供事業者として選定されております。

スーパーシティのもとで、市民の生活はどう変わるのでしょうか。いままでの常識で言えば、市民がそれぞれの企業が提供するサービスのどれを使うのかを選択します。ところがスーパーシティではその関係が逆転します。個人の

生活が包括的に企業に掌握され、コントロールされることとなります。サービス提供事業者は、データ連携基盤から市民の個人情報を収集し、A I や人工知能によって個人の特徴を識別し、必要なサービスを提供します。例えば運動不足であればこのフィットネスクラブを使えばいいとか、バイタルデータに異常があるからどこで検診を受ければいいのか、つまり企業が市民生活と地域づくりを計画しコントロールしていくということになるのです。

こうしたことを可能にするために、スーパーシティ法では、データ連携基盤事業者が、国や自治体に対し、保有している個人データの提供を求めることができるという規定を盛り込みました。私は、人吉市民の皆さんが自分たちの個人情報を丸ごと企業に提供されるというやり方をはたしてちゃんと理解し、そして賛同されているのか、そうした意向調査を、県や人吉市はきちんと丁寧に行なったのか、きわめて疑問に感じております。最先端の I T 技術を活用した便利で快適な暮らしは、国民の多くが望むものであるかもしれませんが、しかし一方で、個人情報を一元的に管理されると中国のような恐るべき監視社会が出現することにもつながりかねません。

事実、政府がこのスーパーシティ構想のお手本としてきたのが中国の杭州市であります。杭州市は I T 大手企業のアリババの本拠地で、町全体の I T 化が世界で一番進んでいます。裏を返せば町中に監視カメラが数千台も設置され、市民を監視する超監視社会であります。昨年 8 月に日本政府と中国政府との間で、スーパーシティ構想で連携していくという覚書が交わされました。国会の論戦では、日本共産党の大門みきし参議院議員が、日本のスーパーシティ構想は中国との技術連携を想定しているのかと質問しましたが、内閣府の審議官はその可能性を否定しませんでした。

人吉市のスーパーシティ構想のパンフレットを私も読みましたが、生命財産を守り安心・安全を確保するとか、球磨川流域の豊かな恵みを享受するとか、素晴らしいスローガンがうたわれています。しかしそんなスローガンとはまるで裏腹の、まちごと監視社会に作り変えてしまおうというのがこのスーパーシティ構想の本質なのではないのでしょうか。

そこで企画開発部長にお尋ねしますが、第一に、県は人吉市をこうした監視社会に 変質させてしまってよいと考えておられるのでしょうか。

第二に、仮に指定された場合、住民データの登録に同意する、しないは個々人の自由意思に任せることになると伺いました。しかし参加しない住民は結果的に住民サービスから除外されていくということになるのではありませんか。このような差別・分断を市民の中に生じさせてしまうことは許されないことではないでしょうか。

以上二点、お尋ねします。

#### (企画振興部長答弁要旨)

スーパーシティ構想を実施する際は、国、地方公共団体、構想に参画する事業者には、個人情報保護法の順守が求められている。

提案した構想は、災害時に避難情報等を提供するなどの先端的サービスに取り組むもの。個人の行動を監視したりするようなものではない。

この構想は防災分野を大きな柱としていることから、人吉市として引き続き丁寧な説明を行っていくと聞いている。

県としても、この構想は被災地の創造的復興に欠かせないものと考えており、構想の実現に取り組んでいく。

(山本県議切り返し)

個人情報保護は保護されるといわれましたけれども、スーパーシティ法は、先ほどお話ししましたように、個人の情報を民間企業は自治体に求めることができると。提供を求めることができるとしているんですよ。これまでの個人情報保護のルールを取っ払って進めていこうというのがこのスーパーシティ法なんですよ。

確かに、人吉のスーパーシティ構想の提案書には、魅力的な構想がうたわれているんです。しかし逆に、なぜスーパーシティでなければならないのか。スーパーシティの本質は申しましたように、官民で市民の個人情報を利活用しようとするものであります。いくら県が、監視社会なんて考えてないんだとおっしゃっても、政府が構想するスーパーシティは、国民を監視しまくっているあの中国という国をお手本にしているんですよ。そんなものをなぜいま一生懸命震災から立ち直ろうとしている人吉市に持ち込もうとするんでしょうか。私は人吉市民の生活再建、地域再建というのは、やはりスーパーシティとは違うのではないかということ強く申し上げまして、最後の質問に移ります。

#### ⑦流域治水協議会への住民参加について

流域治水協議会の在り方についてお尋ねします。「球磨川流域治水協議会」も「白川・緑川水系流域治水協議会」も、そのメンバーの中に流域住民や地域の学識者が入っておりません。それどころか白川・緑川の流域治水協議会においては、住民が傍聴することすら認められておらず極めて閉鎖的なものになっているといわなければなりません。これはあらゆる関係者が協議して全体で行うという流域治水の考え方にも背くものではないでしょうか。国会答弁でも赤羽国土相は「協議会のメンバーに地域住民の代表、もう少し言えば地域で防災活動を一生懸命やられていただいている方ですとか、その地域のこれまでの洪水の歴史とかをよくわかっていらっしゃるような方、そうした方々にも協議会に入らせていただいて、その知見を発揮していただけるような場にするべきだ」とおっしゃっています。

流域治水協議会の構成メンバーを改善し、協議をやり直すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。知事のご見解を伺います。

#### (蒲島知事答弁要旨)

球磨川水系では、私自身が、住民の皆様から直接ご意見を伺った。そのうえで、堆積土砂の掘削等を流域治水プロジェクトに位置付けた。

今後も、河川整備計画の作成や環境アセスメントの手続きを進める中で、住民の皆様のご意見を伺って参る。

新たな流水型ダムについては、事業の方向性や進捗を確認していく取り組みの中でも、住民の皆様のご意見を伺って参る。

白川・緑川水系では、住民の皆様意見を反映させた河川整備計画に基づく対策をプロジェクトに位置付けている。

いずれのプロジェクトも、住民を含めた関係者のご意見をお聞きした上で、適切に取りまとめられたものと考えている。

県としては、プロジェクトを進めるにあたり、その事業内容などを様々な機会をとらえて説明し、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら取り組んで参る。

なお、白川・緑川水系流域治水協議会については、会議の内容を、広く傍聴できるよう、その手法について、国及び市町村と検討して参る。

(山本県議切り返し)

丁寧にお答えいただきましたが、私が聞いたことにお答えいただいております。私がお尋ねしたのは、流域治水協議会は住民参加であるべきではないかと思うけれども、実際には、球磨川流域治水協議会も、白川・緑川水系流域治水協議会も、住民参加の形になっていないと。だから、この流域治水協議会に住民代表を加えるべきではないか、ということをお尋ねしたのです。

まだ時間があるようですので、再答弁をよろしくお願いします。

(蒲島知事再答弁要旨)

白川・緑川水系流域治水協議会については、その会議の内容を、これまでも報道機関を通じて公開していたが、広く傍聴できる。またこれからその手法については国及び市町村と検討して参るとのこと。いま質問の件に関しても、国及び市町村と検討して参る。

(山本県議再登壇)

流域治水協議会の在り方については検討していく、というようなことでご答弁いただきました。

赤羽国土交通大臣がおっしゃられたように、地域住民の代表、もう少し言えば、地域で防災活動を一生懸命やられていた方々ですとか、その地域のこれまでの洪水の歴史とかをよくわかっているような方々、そうした方々にも協議会に入っていただくと。やはり総合的な流域治水というのは住民参加が大前提になっているわけですので、ぜひその趣旨をしっかりと受け止めて、検討を九地整とやっていただきたいなと思います。

それから、質問と関係のない答弁をいただいた中で、白川・緑川水系では、住民の皆さんの意見を反映させた河川整備計画というお話がありましたが、これも全然実態は違います。

私、住民説明会にも参加させてもらいましたし、パブリックコメントも書きましたけれども、立野ダム賛成の声はほぼ皆無で、大半は立野ダムやめてくださいという意見だったんですよ。こういう形式的な段取りを踏んで、住民不在で、どんどん計画を進めていくというようなやり方は許されないというふうに思います。

住民参加が大前提というのが、流域治水協議会の在り方であると。そこに住民が入っていないということが大問題ということ強調したいと思います。

先程、私、国交省とのオンライン交渉の話をさせていただきました。この協議会への住民参加についても、オンライン交渉で国交省に要請させていただきましたが、その時の国交省の回答は、大臣答弁を踏まえて検討、協議してまいります、というようなお話でございました。ぜひそのような立場で進めていただきたいと思います。

今回の質問も、治水対策というテーマが中心となりました。コロナや自然災害をはじめ様々な苦難から住民の安全、暮らしを守るという点で、これからの県政に臨んでいきたいと考えております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。